

平塚市建築基準条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害危険区域等における建築物（第3条～第5条）
- 第3章 建築物の地盤面の指定等（第6条～第8条）
- 第4章 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定（第9条）
- 第5章 敷地と道路との関係（第10条・第11条）
- 第6章 特殊建築物等
 - 第1節 特殊建築物の敷地と道路との関係（第12条）
 - 第2節 特殊建築物の避難施設等（第13条～第19条）
 - 第3節 学校（第20条～第22条）
 - 第4節 共同住宅、寄宿舍、下宿及び長屋（第23条～第31条）
 - 第5節 児童福祉施設等（第32条・第33条）
 - 第6節 ホテル及び旅館（第34条～第37条）
 - 第7節 大規模店舗及びマーケット（第38条～第43条）
 - 第8節 興行場、公会堂及び集会場（第44条～第55条）
 - 第9節 公衆浴場（第56条・第57条）
 - 第10節 自動車車庫及び自動車修理工場（第58条～第62条）
- 第7章 昇降機（第63条～第65条）
- 第8章 手数料（第66条～第68条）
- 第9章 雑則（第69条～第76条）
- 第10章 罰則（第77条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定による災害危険区域の指定、法第39条第2項、第40条（法第88条第1項において準用する場合を含む。）、第43条第3項及び第50条の規定による建築物等に係る制限、法第52条第5項の規定による地盤面の指定、法第56条の2第1項の規定によ

る日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)の例による。

第2章 災害危険区域等における建築物

(災害危険区域の指定)

第3条 法第39条第1項の規定により条例で指定する災害危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により神奈川県知事が本市の区域内において指定した急傾斜地崩壊危険区域とする。

(災害危険区域内の建築物)

第4条 災害危険区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、次条に規定するもののほか、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造とし、かつ、当該居室は、崖(勾配が30度を超える傾斜地をいう。次条において同じ。)に直接面していないものでなければならない。ただし、当該建築物が崖崩れによる被害を受けるおそれがない場合においては、この限りでない。

(崖付近の建築物)

第5条 高さ3メートルを超える崖の下端(崖の下にあっては、崖の上端)からの水平距離が、崖の高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合には、崖の形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて、安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分については、この限りでない。

(1) 崖の形状又は土質により安全上支障がない部分

(2) 崖の上部の盛土の部分で、高さが2.5メートル以下、斜面の勾配が45度以下であり、かつ、その斜面を芝又はこれに類するもので覆ったもの

2 前項の規定は、崖の上に建築物を建築する場合において当該建築物の基礎が崖に影響を及ぼさないとき又は崖の下に建築物を建築する場合において当該建築物の主要構造部(崖崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。)を鉄筋コンクリート造としたとき若しくは崖と当該建築物との間に適当な流土止めを設けたときは、適用しない。

3 高さ3メートルを超える崖の上にある建築物の敷地には、崖の上部に沿って排水溝を設け

る等崖への流水又は浸水を防止するための適当な措置を講じなければならない。

第3章 建築物の地盤面の指定等

(適用区域の指定)

第6条 法第52条第5項の規定により条例で定める適用区域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域とする。

2 建築物の敷地が前項に規定する区域とそれ以外の区域にわたる場合においては、当該それ以外の区域を同項に規定する区域とみなす。

(地盤面の指定)

第7条 法第52条第5項の規定により条例で定める地盤面は、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面とし、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その接する位置のうち最も低い位置から高さ3メートルを超えない範囲内で建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

(1) 建築物を共同住宅又は長屋以外の用途に供する場合

(2) 住戸又は住室の増加を伴わない増築をする場合で、市長が当該地域の環境を害するおそれがないと認めたもの

(地下室建築物の階数の制限)

第8条 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域内において、周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える共同住宅又は長屋の用途に供する建築物で当該用途に供する部分を地階に有するもの(以下この条において「地下室建築物」という。)の階数は、4を超えてはならない。

2 前項の規定は、地下室建築物について住戸又は住室の増加を伴わない増築をする場合で、市長が当該地域の環境を害するおそれがないと認めたときは、適用しない。

3 第1項に規定する地域とそれ以外の地域にわたる地下室建築物については、当該第1項に規定する地域にある地下室建築物の部分について同項の規定を適用する。

第4章 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定

第9条 法第56条の2第1項の規定により、条例で指定する区域は次の表の対象区域の欄に掲げる区域とし、法別表第4(ろ)欄の4の項イ又はロのうちから条例で指定するものは次

の表（４の項に限る。）の法別表第４（ろ）欄の４の項イ又は口の欄に掲げるものとし、条例で指定する平均地盤面からの高さはそれぞれ次の表（２の項及び３の項に限る。）の平均地盤面からの高さの欄に掲げるものとし、条例で指定する号はそれぞれ次の表の法別表第４（に）欄の号の欄に掲げる号とする。

	対象区域	法別表第４（ろ）欄の ４の項イ又は口	平均地盤面から の高さ	法別表第４（に） 欄の号
1	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域			（１）
2	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域		４メートル	（２）
3	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域		４メートル	（２）
4	用途地域の指定のない区域	イ		（１）

第５章 敷地と道路との関係

（路地状の敷地と道路との関係）

第１０条 建築物の敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合（路地状部分の長さが１５メートルを超える場合に限る。）においては、その路地状部分の幅員は３メートル以上としなければならない。ただし、市長が周囲の状況又は建築物の用途、構造若しくは配置により安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

（階数が３以上である建築物及び大規模建築物の敷地と道路との関係）

第１１条 地階を除く階数が３以上である建築物（一戸建ての住宅若しくは２戸以下の長屋又はこれらの建築物のうち政令第１３０条の３各号に掲げる用途を兼ねるものでその用途に供する部分の床面積の合計が５０平方メートル以内であり、かつ、延べ面積（同一敷地内に２以上の建築物がある場合には、その延べ面積の合計をいう。第５４条第４項を除き、以下同じ。）の２分の１以上を居住の用に供するものを除く。）の敷地は、道路に連続して４メートル以上接しなければならない。

２ 延べ面積が１，０００平方メートルを超える建築物の敷地は、幅員４メートル以上の道路

(袋路状道路以外の幅員6メートル以上の道路に法第42条第2項又は第3項の規定により指定された道を経由しなければ至らないものを除く。)に連続して6メートル以上接しなければならない。

3 前2項の規定は、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で市長が安全上支障がないと認めたものについては、適用しない。

第6章 特殊建築物等

第1節 特殊建築物の敷地と道路との関係

第12条 学校(幼保連携型認定こども園を除く。次条第1号において同じ。)、体育館、病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。同号において同じ。)、物品販売業を営む店舗、マーケット、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、児童福祉施設等(政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。)、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合には、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この条において同じ。)が100平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの敷地は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める長さ以上道路に接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で市長が安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

その用途に供する部分の床面積の合計	敷地が道路に接する長さ
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	3メートル
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	4メートル
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5メートル

第2節 特殊建築物の避難施設等

(適用の範囲)

第13条 この節の規定は、次に掲げる建築物の当該用途に供する部分及びその敷地並びに当該用途に供する部分が一の建築物に2以上あり、当該部分が明確に区画されていない場合で、当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上あるときの当該部分及びその敷地について、適用する。

(1) 学校、博物館、美術館、図書館、病院、診療所、児童福祉施設等、公会堂、集会場又は火葬場の用途に供する建築物(集会場の用途に供する建築物については、その集会室

の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。)

(2) 物品販売業を営む店舗、マーケット、飲食店又は公衆浴場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの

(3) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、遊技場、体育館、ポーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

(屋外への出口等の構造)

第14条 建築物の利用者(以下この節において「利用者」といい、学校における児童又は生徒、病院における患者、劇場における客等当該建築物の主たる用途の利用者をいう。)用の屋外への主要な出口のうち1以上の出口の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 幅は、第46条第1項の規定に該当する出口を除き、90センチメートル以上とすること。

(2) 戸は、内開きとしないこと。

2 前項に規定する出口と道路又は建築物の周囲の広い空地(以下この項において「道路等」という。)との間の利用者の通行の用に供する部分に高低差がある場合には、当該出口から当該道路等に通ずる間に傾斜路を設けなければならない。

3 前項の傾斜路の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 幅は、90センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、12分の1(高低差が16センチメートル以下の場合は、8分の1)以下とすること。

(3) 両側に側壁又はこれに代わるもの及び手すりを設けること。

(4) 高低差が75センチメートルを超えるものは、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

(居室及び便所の出入口の幅)

第15条 利用者用の居室の出入口(当該居室に2以上の出入口を設ける場合は、そのうち1以上の出入口)の幅は、80センチメートル以上としなければならない。

2 利用者用の便所のうち少なくとも1の便所については、その出入口(当該便所に2以上の出入口を設ける場合は、そのうち1以上の出入口)の幅を80センチメートル以上としなけ

ればならない。

(廊下の構造)

第16条 利用者用の廊下の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 幅は、1.3メートル(床面積の合計が200平方メートル以内の室のみに通ずるものについては、90センチメートル)以上とすること。ただし、第32条、第35条第1項及び第49条第4項第1号並びに政令第119条の規定により1.3メートルを超える数値以上としなければならないものについては、これらの規定の定めるところによること。

(2) 勾配は、12分の1以下とすること。

(3) 段は、傾斜路(幅が90センチメートル以上で、勾配が12分の1以下であり、両側に側壁又はこれに代わるものを設けたものに限る。)を併設した場合を除き、設けないこと。

(階段の構造)

第17条 利用者用の階段の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 回り段を設けないこと。

(2) 両側に手すりを設けること。

(3) 階段室の出入口の戸は、避難の方向に開くことができること。

(エレベーターの出入口の幅)

第18条 利用者用のエレベーターのかご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上としなければならない。

(制限の緩和)

第19条 この節の規定は、建築物の規模、構造、設備又は配置により、市長が安全上及び避難上支障がないと認めたものについては、適用しない。

第3節 学校

(教室等の設置の禁止)

第20条 特別支援学校の用途に供する建築物(次項に規定する建築物を除く。)は、その4階以上の階に教室その他児童又は生徒が使用する居室(次項において「教室等」という。)を設けてはならない。

2 特別支援学校の用途に供する建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

法律（平成18年法律第91号）第19条に規定する認定特定建築物に該当するものに限る。）は、その6階以上の階に教室等を設けてはならない。

（教室等の出口）

第21条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園の用途に供する建築物の教室その他児童、生徒又は幼児が使用する居室で、床面積が50平方メートルを超えるものは、廊下、広間の類又は屋外に直接通ずる出口を2以上設けなければならない。

（木造等の校舎と隣地境界線との距離）

第22条 学校の用途に供する木造建築物等（耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（政令第110条第2号に掲げる基準に適合するものを除く。）を除く。以下同じ。）の主要な外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、市長がその規模、構造又は周囲の状況により避難上及び防火上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

第4節 共同住宅、寄宿舍、下宿及び長屋

（共同住宅等の設置の禁止）

第23条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造（壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏については、政令第112条第2項各号に掲げる基準に適合するものに限る。）でないものの上階に設けてはならない。

（1） 劇場、映画館、演芸場、観覧場、マーケット若しくは公衆浴場の用途に供する建築物又は法別表第2（と）項第4号に掲げる建築物

（2） 公会堂、集会場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場又は倉庫（不燃性の物品を貯蔵するものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

（3） 物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

（寄宿舍等の廊下の幅）

第24条 寄宿舍又は下宿の用途に供する木造建築物等の階で、その階における居室（寄宿舍

にあつては寢室、下宿にあつては宿泊室をいう。以下この条、次条及び第27条第2項において同じ。)の床面積の合計が100平方メートルを超えるものの共用の廊下の幅は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数値以上としなければならない。

(1) 両側に居室がある場合 1.6メートル

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 1.2メートル

(共同住宅等の階段)

第25条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する木造建築物等で、その2階における居室の床面積の合計が50平方メートルを超えるものは、2階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる避難上有効な施設を設けなければならない。

2 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物のうち、主要構造部が不燃材料で造られている建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物又は準耐火建築物を除く。)で、その2階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、2階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる避難上有効な施設を設けなければならない。

(共同住宅等の主要な出口)

第26条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物の避難階においては、主要な出口(屋外階段からの出口を含む。以下この条、第29条及び第33条において同じ。)は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 主要な出口から道路に通ずる敷地内通路の幅員が、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める数値以上あり、安全上及び避難上支障がないと認められる場合

共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計	敷地内通路の幅員
100平方メートル以内のもの	1.5メートル
100平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	2メートル
300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	3メートル
500平方メートルを超えるもの	4メートル

(2) 周囲に公園、広場その他の空地があり、市長が安全上、防火上及び避難上支障がないと認めた場合

2 前項の建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における同項の

規定の適用については、その区画された部分（以下この項及び第33条第2項において「区画部分」という。）をそれぞれ別の建築物とみなす。ただし、区画部分の主要な出口から道路に通ずる敷地内通路のうち、それぞれの区画部分の共用の部分の幅員については、共用に係る区画部分を一の建築物とみなして前項第1号の規定を適用する。

（共同住宅等の居室）

第27条 共同住宅の各戸においては、その居室のうち1以上の床面積を7平方メートル以上としなければならない。

2 寄宿舍又は下宿の居室の床面積は、7平方メートル以上としなければならない。ただし、1人専用のものにあつては、その床面積を5平方メートル以上とすることができる。

3 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物には、居住又は就寝のための棚状部分（以下「棚状寝所」という。）を設けてはならない。ただし、1人専用に区画され、避難上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

（共同住宅の共同炊事場）

第28条 共同住宅の各戸に炊事場がない場合には、共同炊事場を設けなければならない。

2 前項の共同炊事場の床面積は、6平方メートル以上、かつ、これを使用する住戸1につき0.8平方メートル以上としなければならない。

（長屋の出口）

第29条 長屋の各戸の主要な出口は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1） 主要な出口から道路に通ずる敷地内通路の幅員が3メートル（2以下の住戸の専用の通路については、2メートル）以上あり、安全上及び避難上支障がないと認められる場合

（2） 周囲に公園、広場その他の空地があり、市長が安全上、防火上及び避難上支障がないと認めた場合

（長屋の構造）

第30条 3階を長屋の用途に供する建築物（階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの（政令第110条の5に定める技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）を除く。）は耐火建築物又は法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物（政令第112条第2項各号に掲げる基準及び別に定める基準に適合するものに限る。）とし、4階以上の

階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物については、準耐火建築物又は防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）

第4第1号イに掲げる基準

に適合する建築物とすることができる。

2 長屋の用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

3 長屋の各戸の界壁の長さは、4.5メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造若しくは形状又は周囲の状況によりやむを得ないと認められる場合は、その界壁の長さを2.7メートル以上とすることができる。

4 長屋の各戸は、直接外気に接する開口部を2面以上の外壁に設けなければならない。

（重ね建て長屋の区画）

第31条 重ね建て長屋で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、2階の床を準耐火構造とし、又はその直下の天井（回り縁その他これに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料でしなければならない。

第5節 児童福祉施設等

（廊下の幅）

第32条 児童福祉施設等（居住又は寄宿の用に供するものに限る。次条において同じ。）の用途に供する木造建築物等の階で、その階における寝室の床面積の合計が100平方メートルを超えるものの共用の廊下（両側に寝室があるものに限る。）の幅は、1.6メートル以上としなければならない。

（主要な出口）

第33条 児童福祉施設等の用途に供する建築物の避難階においては、主要な出口は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1） 主要な出口から道路に通ずる敷地内通路の幅員が、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める数値以上あり、安全上及び避難上支障がないと認められる場合

児童福祉施設等の用途に供する部分の床面積の合計	敷地内通路の幅員
-------------------------	----------

100平方メートル以内のもの	1.5メートル
100平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	2メートル
300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	3メートル
500平方メートルを超えるもの	4メートル

(2) 周囲に公園、広場その他の空地があり、市長が安全上、防火上及び避難上支障がないと認めた場合

- 2 前項の建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における同項の規定の適用については、その区画部分をそれぞれ別の建築物とみなす。ただし、区画部分の主要な出口から道路に通ずる敷地内通路のうち、それぞれの区画部分の共用の部分の幅員については、共用に係る区画部分を一の建築物とみなして同項第1号の規定を適用する。

第6節 ホテル及び旅館

(構造)

第34条 法第22条第1項に規定する区域内又は準防火地域内にあるホテル又は旅館の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のものは、耐火建築物又は法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物(政令第112条第2項各号に掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。

(廊下及び階段の幅)

第35条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物の宿泊室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における客用の廊下の幅は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数値以上としなければならない。ただし、床面積の合計が30平方メートル以内の室に通ずる専用のものについては、この限りでない。

(1) 両側に居室がある場合 1.6メートル

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 1.2メートル

- 2 前項の階における客用の廊下から避難階又は地上に通ずる客用の直通階段のうち1以上の直通階段の幅は、1.2メートル(屋外に設けるものについては、90センチメートル)以上としなければならない。

(棚状寝所を有するホテル及び旅館の構造)

第36条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、主要構造部を準耐火構造(壁、柱、床、はり及び屋

根の軒裏については、政令第112条第2項各号に掲げる基準に適合するものに限る。)と
しなければならない。

2 ホテル又は旅館の用途に供する木造建築物等は、床面積の合計が75平方メートルを超える
棚状寢所を有する宿泊室を2階に設けてはならない。

3 前2項の規定は、棚状寢所が1人専用に区画され、避難上支障がないと認められる場合に
ついては、適用しない。

(棚状寢所の宿泊室)

第37条 ホテル又は旅館の棚状寢所を有する宿泊室の構造は、次に定めるところによらな
なければならない。

(1) 居住又は就寝のための場所は、2層以下とすること。

(2) 宿泊室の床面積の10分の3以上の床面積を有する室内通路を設けること。

(3) 室内通路の幅は、75センチメートル以上とし、室外への出口に通じさせること。

(4) 居住又は就寝のための場所は、室内通路に接し、その奥行きは、3メートル以下と
すること。

第7節 大規模店舗及びマーケット

(敷地と道路との関係)

第38条 大規模店舗(物品販売業を営む店舗であって、その用途に供する部分(展示場その
他多人数の集まる居室を含む。)の床面積の合計が1,000平方メートルを超え1,500
平方メートル以内のもののうち当該部分の一部又は全部を3階以上の階に有するもの及
び当該部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるものをいう。以下この節にお
いて同じ。)又はマーケットの用途に供する建築物の敷地は、次の各号に掲げる基準のい
ずれかに適合しなければならない。

(1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める幅員を有する道路に敷地
の外周の長さの7分の1以上接しなければならない。

大規模店舗又はマーケットの用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	6メートル以上
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	8メートル以上
3,000平方メートルを超えるもの	11メートル以上

(2) 次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める幅員を有する2以上の道

路に敷地の外周の長さの3分の1以上接し、かつ、その建築物の客用の出口がこれらの道路にそれぞれ面していなければならない。

大規模店舗又はマーケットの用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員	
	一の道路	他の道路
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	5.4メートル以上	4メートル以上
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	6メートル以上	5.4メートル以上
3,000平方メートルを超えるもの	8メートル以上	6メートル以上

2 前項の規定は、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で市長が安全上支障がないと認めたものについては、適用しない。

(大規模店舗の前面空地)

第39条 大規模店舗の客用の屋外への出口は、道路の境界線から2メートル(その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものについては、3メートル)以上後退して設けなければならない。

(大規模店舗の屋外への出口)

第40条 大規模店舗の避難階においては、避難階段又は特別避難階段から屋外に直接通ずる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る歩行距離が20メートル以下であって、避難階にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備その他これらに類するもので自動式のもの及び政令第126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた場合

(2) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る通路部分とその他の部分とを準耐火構造の壁(貫通する管等を設けるものについては、政令第112条第19項及び第20項に定めるところによるものに限る。)又は法第2条第9号の2口に規定する防火設備(政令第112条第18項の規定に適合する防火設備に限る。以下同じ。)で区画した場合

(大規模店舗の屋上広場)

第41条 大規模店舗に設ける避難の用に供することができる屋上広場には、避難上障害になる建築設備、工作物その他これらに類するものを設けてはならない。

(マーケットの出口及び通路)

第42条 マーケットの用途に供する建築物で両側に構えのある屋内通路は、その幅を2.5メートル以上とし、2以上の出口に通じさせなければならない。

2 前項の出口からは、道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅1.5メートル以上の敷地内通路を設けなければならない。

(マーケットに附属する住宅)

第43条 マーケットの用途に供する木造建築物等に住戸を設ける場合には、次に定めるところによらなければならない。

(1) 各戸は、屋外に直接面すること。

(2) 2階に設ける各戸は、背合せとしないこと。

(3) 各戸専用の屋外に通ずる出口(2階に住戸を設ける場合は、屋外階段を含む。)を設けること。

(4) 前号の出口から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅1.5メートル以上の敷地内通路を設けること。

2 マーケットの用途に供する建築物に住戸を設ける場合には、その住戸の部分を共同住宅の用途に供する建築物とみなして、第23条、第27条第1項及び第3項並びに第28条の規定を準用する。

第8節 興行場、公会堂及び集会場

(敷地と道路との関係)

第44条 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場(以下この節において「興行場」という。)、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の敷地は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当しなければならない。

(1) 次の表の左欄に掲げる興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の客席の床面積(集会場については、客席に供する部分の床面積の2分の1に相当する床面積とする。以下この節において同じ。)の合計の区分に応じて、同表の右欄に定める幅員を有する道路に敷地の外周の長さの7分の1以上接しなければならない。

客席の床面積の合計	道路の幅員
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	5.4メートル以上

300平方メートルを超え600平方メートル以内のもの	8メートル以上
600平方メートルを超えるもの	11メートル以上

(2) 次の表の左欄に掲げる興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の客席の床面積の合計の区分に応じて、同表の右欄に定める幅員を有する2以上の道路に敷地の外周の長さの3分の1以上接し、かつ、その建築物の客用の出口がこれらの道路にそれぞれ面していなければならない。

客席の床面積の合計	道路の幅員	
	一の道路	他の道路
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	5.4メートル以上	4メートル以上
300平方メートルを超え600平方メートル以内のもの	6メートル以上	4メートル以上
600平方メートルを超えるもの	8メートル以上	6メートル以上

2 前項の規定は、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で市長が安全上支障がないと認めたものについては、適用しない。

(前面空地等)

第45条 興行場、公会堂又は集会場の客用の屋外への主要な出口と道路の境界線との間には、次の表に掲げる客席の床面積の合計の区分及び出口が道路に面している場合又は出口が道路に面していない場合の区分に応じて、同表に定める間口(空地の幅をいう。以下同じ。)及び奥行き(道路の境界線からの距離をいう。以下この項において同じ。)を有する前面空地を設けなければならない。

客席の床面積の合計	出口が道路に面している場合		出口が道路に面していない場合	
	間口	奥行き	間口	奥行き
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	次条第1項に規定する客用の屋外への出口の幅の合計以上	2メートル以上	5メートル以上	道路から最も離れた客用の屋外への主要な出口の端までの長さ以上
300平方メートル		3メートル以上	6メートル以上	

ルを超え600平方メートル以内のもの			
600平方メートルを超えるもの		4メートル以上	8メートル以上

2 興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の場合には、前項の前面空地に相当する部分に歩廊を設け、又はその部分を寄付き（これに類するものを含む。）とすることができる。

3 前項の歩廊及び寄付きの構造は、次の各号（寄付きにあっては、第2号を除く。）に定めるところによらなければならない。

（1） 内のりの高さは、3メートル以上とすること。

（2） 主要構造部は、耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

（3） 通行上支障があると認められる位置に柱、壁その他これらに類するものを設けないこと。

4 興行場、公会堂又は集会場の客用の出口で、道路に面して設けるものは、道路の境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。

5 興行場、公会堂又は集会場の用途に供する木造建築物等の外壁は、その長さの5分の3以上が幅1.5メートル以上の空地に面していなければならない。

（屋外への出口）

第46条 興行場、公会堂又は集会場（集会場については、集会室の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。第49条において同じ。）の客用の屋外への出口の幅は1.2メートル以上とし、当該出口の幅の合計はその出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル、その他のものにあつては20センチメートルの割合で計算した数値以上としなければならない。

2 前条第1項の前面空地に面する客用の屋外への主要な出口の幅の合計は、前項に定める幅の合計の3分の1以上としなければならない。

（階段）

第47条 興行場、公会堂又は集会場の客用の階段には、回り段を設けてはならない。

2 各階における前項の階段の幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあっては、当該階以下の階）のうち客席の床面積が最大の階における床面積の合計10平方メートルにつき、主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル、その他のものにあっては20センチメートルの割合で計算した数値以上としなければならない。

（敷地内通路）

第48条 興行場、公会堂又は集会場の客用の屋外への出口が道路、公園、広場又は第45条第1項の前面空地に直接面しない場合には、その出口からこれらに通ずる敷地内通路を設けなければならない。

2 前項の敷地内通路の幅は、客席の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1.5メートル以上とし、300平方メートルを超えるときは1.5メートルに300平方メートルを超える客席の床面積60平方メートル又はその端数を増すごとに15センチメートルを加えた数値以上としなければならない。ただし、局部的な敷地内通路で避難上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

3 第1項の敷地内通路には、3段以下の段を設けてはならない。

4 主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の興行場、公会堂又は集会場については、第1項の敷地内通路に相当する部分に、第45条第3項各号に適合する構造の歩廊を設けることができる。

（廊下及び広間の類）

第49条 興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の各階には、客席の両側及び後方に廊下又は広間の類を設けなければならない。ただし、客席からずい道を設け、廊下若しくは広間の類に通じている場合で、避難上支障がないと認められるとき又は客席が避難階にあり、かつ、客席の側面に設ける出口が直接道路、公園、幅員3メートル以上の敷地内通路その他避難上安全な場所に面していると認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル（主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造のものにあっては、300平方メートル）以内の場合には、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類は、片側とすることができる。

3 第1項の廊下又は広間の類は、客席と混用されないように壁で客席と区画しなければならない

ない。

4 興行場、公会堂又は集会場の客用の廊下、広間の類及びこれらに通ずる出口の戸の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 廊下の幅は、当該廊下を使用する次の表の左欄に掲げる客席の床面積の合計の区分に応じて、同表の右欄に定める数値以上とすること。

客席の床面積の合計	廊下の幅
200平方メートル以内のもの	1.2メートル
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1.3メートル
300平方メートルを超えるもの	1.3メートルに300平方メートルを超える客席の床面積60平方メートル又はその端数を増すごとに10センチメートルを加えた数値

(2) 廊下及び広間の類には、3段以下の段を設けないこと。

(3) 客席から廊下又は広間の類に通ずる出口の戸は、開いたときに、当該廊下又は広間の類の幅の2分の1以上を有効に保持できるものとする。

(興行場の客席の手すり)

第50条 興行場の客席の段床(段の高さが50センチメートル以上の段床に限る。)には、客席の前面に高さ75センチメートル以上の手すりを設けなければならない。

(客席内の通路等の構造)

第51条 興行場、公会堂又は集会場の客席内の通路には、段を設けてはならない。ただし、段床を縦断する通路及び客席の構造上、段を設けることがやむを得ないと認められる通路(避難上支障がないと認められる部分に限る。)については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により段を設ける場合には、けあげは18センチメートル以下とし、踏面は26センチメートル以上としなければならない。

3 第1項ただし書に規定する通路で、高低差が3メートルを超えるもの(階段の勾配が5分の1以下である通路を除く。)については、高さ3メートル以内ごとにこれに通ずる横通路又は幅1メートル以上のずい道を設け、これを廊下、広間の類又は階段に通じさせなければならない。

4 興行場、公会堂又は集会場の客席内の通路の勾配は、第1項ただし書の規定により段を設

ける場合を除き、10分の1（滑り止めを設けた場合は、8分の1）を超えてはならない。

（客席の出口）

第52条 興行場、公会堂又は集会場の客席から廊下又は広間の類に通ずる出口には、段を設けてはならない。

2 前項の出口の幅は当該出口に通ずる客席内の通路の幅（その幅が1メートルに満たない場合には、1メートルとする。）以上とし、当該出口の幅の合計はその出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル、その他のものにあっては20センチメートルの割合で計算した数値以上としなければならない。

3 第1項の出口を2以上設ける場合には、互いに近接した位置に設けてはならない。

4 興行場、公会堂又は集会場の客席でいすが床に定着していない場合の第1項の出口の数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める数以上としなければならない。

区画された客席の床面積	出口の数
30平方メートル以内のもの	1
30平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	2
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	3
300平方メートルを超え600平方メートル以内のもの	4
600平方メートルを超えるもの	5

（舞台付近の構造）

第53条 興行場、公会堂又は集会場の舞台とこれに附属する各室との隔壁は、準不燃材料で造らなければならない。

2 前項の舞台の上部及び下部には、楽屋、控室、道具部屋その他これらに類するものを設けてはならない。ただし、舞台の下部で、防火上安全であると認められる構造とした部分については、この限りでない。

（主階が避難階以外の階にある興行場、公会堂及び集会場）

第54条 建築物の避難階以外の階に主階を設ける興行場、公会堂又は集会場については、第45条及び第46条第2項の規定は、適用しない。

2 避難階以外の階に主階がある興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 建築物の 2 階から 4 階までの階又は地階に興行場、公会堂又は集会場の主階を設ける場合には、直通階段の 1 以上を避難階段又は特別避難階段とすること。
- (2) 建築物の地階に主階を設ける場合には、客席の床面積の合計は、200 平方メートル以内とし、かつ、客席の床面は、地盤面下 6 メートル以内とすること。
- (3) 建築物の 5 階以上の階に主階を設ける場合には、避難の用に供することができる屋上広場及びこの屋上広場から主階のある階に通ずる 2 以上の直通階段を設け、これを避難階段又は特別避難階段とすること。

3 前項第 3 号の屋上広場には、避難上障害になる建築設備、工作物その他これらに類するものを設けてはならない。

4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物（階数が 3 以下で述べ面積が 200 平方メートル未満のものを除く。）は、耐火建築物としなければならない。
（制限の緩和）

第 55 条 この節の規定は、興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で市長がその用途又は規模により、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めて、平塚市建築審査会の同意を得て許可したものについては、適用しない。

第 9 節 公衆浴場

（建築物の一部に設ける公衆浴場の構造）

第 56 条 公衆浴場の浴室の部分の直上に階のある場合は浴室の直上の部分の床から下の部分、浴室の直下に階のある場合は浴室の床から直下の部分の主要構造部を鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としなければならない。

（火たき場等の構造）

第 57 条 公衆浴場の火たき場の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 周壁、天井（天井のない場合には、屋根）及び床を耐火構造（天井については、政令第 107 条第 1 号又は第 2 号の規定のうち床に関する規定に該当する構造をいう。）とすること。
- (2) 開口部には特定防火設備（政令第 112 条第 18 項の規定に適合する特定防火設備に限る。以下同じ。）を設けること。
- (3) 天井の高さは、2.1 メートル以上とすること。

2 公衆浴場の燃料倉庫又は灰捨て場は、周壁を不燃材料で造らなければならない。

第10節 自動車車庫及び自動車修理工場

(自動車用の出口)

第58条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。以下この節において同じ。)の敷地の自動車用の出口は、次の各号のいずれかの道路に面する部分に設けてはならない。ただし、市長がこれらの建築物の規模若しくは周囲の状況により安全上支障がないと認めたもの又は消防用自動車の車庫については、この限りでない。

(1) 幅員6メートル未満の道路

(2) それぞれの道路の幅員が6メートル以上ある交差点又は曲がり角(120度を超えるものを除く。)から5メートル以内の当該道路

(3) 踏切から10メートル以内の当該道路

(4) 縦断勾配が12パーセントを超える道路

2 前項第1号の規定は、建築物に附属する自動車車庫(その用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以内のものに限る。)が次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

(1) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内の場合で、その敷地の自動車用の出口が幅員4メートル以上の道路(法第42条第2項の規定により指定された道と同項の規定により道路の境界線とみなされる線との間に存する敷地の部分を道路として築造しないものを除く。第3号において同じ。)に面するとき。

(2) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内の場合で、その敷地の自動車用の出口が幅員5メートル以上の道路に面するとき。

(3) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超える場合で、その敷地の自動車用の出口が幅員4メートル以上の道路に面し、かつ、敷地のうち当該道路に接した部分について、6メートル以上の間口及び当該道路を含む6メートル以上の奥行き(当該道路の反対側の境界線(当該道路が法第42条第2項の規定により指定された道である場合には、道の反対側の境界線をいう。)からの水平距離をいう。)を有する空地を道路状に築造するとき。ただし、その面する道路が同項の規定により指定された道である場合には、自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超え300平方メートル以内のものに限るものとする。

3 建築物に附属する自動車車庫が2以上ある場合で、その敷地が2以上の道路に接し、かつ、それぞれの自動車用の出口がそれぞれの道路に面するときにおける当該自動車車庫に係る前項の規定の適用については、同項各号の規定中「自動車車庫」とあるのは「2以上の自動車車庫」と、「合計」とあるのは「それぞれの自動車車庫ごとの合計」と、「自動車用の出口」とあるのは「自動車車庫ごとの自動車用の出口」とする。

4 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の自動車用の出口は、道路の境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。

(1階に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造)

第59条 1階を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造とし、又は主要構造部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。

(建築物の一部に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造)

第60条 建築物の一部を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものは、耐火建築物又は法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物(政令第112条第2項各号掲げる基準に適合するものに限る。)(次項において「耐火建築物等」という。)としなければならない。

(1) 自動車を収容する部分が避難階以外の階にあるもの

(2) 自動車を収容する部分がある階の上に2以上の階があるもの

(3) 自動車を収容する部分がある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のもの

2 前項の規定により耐火建築物等としなければならない建築物(同項第1号に該当するものを除く。)のうち、自動車を収容する部分の床面積の合計が100平方メートル未満のもの又は当該部分の直上に階がないものについて、当該部分を次に掲げる基準に適合するものとした場合においては、同項の規定は、適用しない。

(1) 主要構造部(直上階の床を含む。)を準耐火構造(壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏については、政令第112条第2項各号に掲げる基準に適合するものに限る。)とすること。

(2) 当該部分と他の部分とを政令第112条第2項各号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁(貫通する管等を設けるものについては、政令第112条第19項及

び第20項に定めるところによるものに限る。)又は特定防火設備で区画すること。

(構造設備)

第61条 自動車車庫又は自動車修理工場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 床が地盤面下にある場合は、外気に通ずる適当な換気設備を設けること。
- (2) 床及び地溝は、耐水材料で造り、かつ、排水設備を設けること。
- (3) 避難階以外の階にある場合は、自動車用通路のほか、避難階又は地上に通ずる直通階段又はこれに代わる避難上有効な施設を設けること。

(他の用途に供する部分との区画)

第62条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分と他の用途に供する部分との区画については、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 第60条第1項の規定により耐火建築物又は法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物(政令第112条第2項各号に掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならないものにあつては他の用途に供する部分とを同号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、その開口部には特定防火設備を設け、その他のものにあつては他の用途に供する部分とを準耐火構造の床又は壁で区画し、その開口部には法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。
- (2) 床及び天井には、特殊な用途に供するものでやむを得ないもののほか、開口部を設けないこと。
- (3) 他の用途に供する部分のために設ける避難用の出口は、自動車車庫又は自動車修理工場の内部に設けないこと。

第7章 昇降機

(エレベーターの機械室)

第63条 エレベーターの機械室は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 照明設備を設けること。
- (2) 非常用エレベーターの機械室とその他のエレベーターの機械室とを耐火構造の壁で区画すること。

(エレベーターのピット)

第64条 エレベーターのピットには、点検に必要な照明設備又はコンセント設備を設け、か

つ、その深さが1.5メートルを超える場合は、タラップ又はこれに類するものを設けなければならない。

(小荷物専用昇降機の機械室)

第65条 小荷物専用昇降機の機械室には、専用の点検口及び点検に必要な照明設備を設けなければならない。

第8章 手数料

(申請等に係る手数料)

第66条 市長は、別表各号に掲げる申請等について、当該各号に定める手数料を徴収する。

2 前項の手数は、申請等の際に徴収する。

(手数料の減免)

第67条 市長が特に認める災害の被害者が自ら居住するために建築する住宅で、その災害が発生した日から6月以内に法第6条第1項の規定による確認の申請をした場合については、当該確認の申請に係る手数料(以下「確認申請手数料」という。)、法第7条第1項の規定による検査の申請に係る手数料(以下「完了検査申請手数料」という。)及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請に係る手数料(以下「中間検査申請手数料」という。)は免除する。

2 本市又は本市が出えんしている一般財団法人の事務上の必要による申請等に係る手数料は、免除することができる。

3 次の各号に掲げる場合に該当するものの確認申請手数料及び法第18条第2項の規定による通知手数料(以下「計画通知手数料」という。)、完了検査申請手数料及び法第18条第16項の規定による通知手数料(以下「工事完了通知手数料」という。)並びに中間検査申請手数料及び法第18条第19項の規定による通知手数料(以下「特定工程工事終了通知手数料」という。)は、当該各号に定めるところによる。

(1) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく施設建築物を建築する場合 確認申請手数料及び計画通知手数料にあつては別表第1号に規定する額の2分の1の額、完了検査申請手数料及び工事完了通知手数料にあつては同表第3号又は第4号に規定する額の2分の1の額、中間検査申請手数料及び特定工程工事終了通知手数料にあつては同表第5号に規定する額の2分の1の額

(2) 市長が公益上必要があると認める場合 確認申請手数料及び計画通知手数料にあつ

ては別表第1号に規定する額の5分の1以上の額で市長が別に定める額、完了検査申請手数料及び工事完了通知手数料にあっては同表第3号又は第4号に規定する額の5分の1以上の額で市長が別に定める額、中間検査申請手数料及び特定工程工事終了通知手数料にあっては同表第5号に規定する額の5分の1以上の額で市長が別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、市長が特別な事情があると認めたときは手数料を減免することができる。

(手数料の不還付)

第68条 既納の手数料は、申請の変更又は取消しがあっても、還付しない。

第9章 雑則

(建築物の主要構造部に関する制限の特例)

第69条 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第23条、第25条第2項、第26条第2項、第31条、第33条第2項、第36条第1項、第40条第2号、第45条第2項若しくは第3項第2号、第46条第1項、第47条第2項、第48条第4項、第49条第2項、第52条第2項、第57条第1項第1号、第59条、第60条第2項、第62条第1号又は第63条第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が政令第108条の3第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第40条第2号、第57条第1項(第3号を除く。)、第60条第2項又は第62条第1号の規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する制限の緩和)

第70条 建築物の階のうち、当該階が政令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けた建築物の部分については、第24条、第35条第1項、第40条、第42条

第1項（屋内通路の幅に係る部分に限る。））、第49条（第4項第2号を除く。）又は第52条（第1項を除く。）の規定は、適用しない。

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の緩和）

第71条 建築物で、当該建築物が政令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けた建築物については、第24条、第35条第1項、第40条、第42条第1項（屋内通路の幅に係る部分に限る。）、第46条、第47条第2項、第49条（第4項第2号を除く。）、第52条（第1項を除く。）又は第62条の規定は、適用しない。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和）

第72条 法第86条第1項から第4項まで又は第86条の2第1項から第3項までの規定による認定又は許可を受けた建築物については、第10条から第12条まで、第26条、第29条、第33条、第38条、第44条及び第58条の規定は、適用しない。

（一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例）

第73条 法第86条の4各号のいずれかに該当する建築物について第30条第1項若しくは第2項、第34条、第54条第4項又は第60条第1項の規定を適用する場合においては、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、法第2条第9号の3イ又は口のいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

（仮設建築物に対する制限の緩和）

第74条 法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等については、第5条から第18条まで、第27条、第28条、第31条、第38条、第6章第8節、第59条から第62条まで及び第7章の規定は、適用しない。

（既存建築物に対する制限の緩和）

第75条 法第3条第2項の規定により第11条、第12条、第24条、第26条、第32条から第35条まで、第38条から第40条まで、第44条から第52条まで、第56条、第59条又は第60条の規定の適用を受けない建築物に係る当該建築物の主たる用途に供する部分以外の部分で、その床面積の合計が50平方メートル以内の増築又は改築については、これらの規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により第11条、第12条、第22条、第23条、第26条、第29条、第33条、第34条、第38条から第40条まで、第42条から第45条まで、第5

4 条又は第 5 8 条から第 6 0 条までの規定の適用を受けない建築物に係る増築又は改築について、市長が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低くなると認められた場合又は特別の事情によりやむを得ないと認められた場合には、これらの規定は、適用しない。

3 法第 3 条第 2 項の規定により第 8 条、第 1 1 条から第 1 8 条まで、第 2 2 条から第 2 4 条まで、第 2 6 条、第 2 9 条、第 3 2 条から第 3 5 条まで、第 3 8 条から第 4 0 条まで、第 4 2 条から第 5 2 条まで、第 5 4 条、第 5 6 条又は第 5 8 条から第 6 0 条までの規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。

4 法第 3 条第 2 項の規定により第 1 3 条から第 1 8 条まで又は第 2 1 条の規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に係る増築又は改築については、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、これらの規定は、適用しない。

5 法第 3 条第 2 項の規定により第 1 0 条の規定の適用を受けない建築物に係る増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）については、増築等が基準時（法第 3 条第 2 項の規定により第 1 0 条の規定の適用を受けない建築物について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き第 1 0 条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、当該建築物の敷地面積が基準時後に増加した場合は、基準時の敷地面積について算定した増築等の後における当該建築物の容積率及び建蔽率はその区域において定められている基準に適合する場合は、同条の規定は、適用しない。

（委任）

第 7 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 1 0 章 罰則

第 7 7 条 第 4 条、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 8 条第 1 項、第 1 0 条、第 1 1 条第 1 項若しくは第 2 項、第 1 2 条、第 1 6 条（第 1 号に係る部分に限る。）、第 2 0 条から第 2 2 条まで、第 2 3 条（第 4 3 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 2 4 条、第 2 5 条、第 2 6 条第 1 項、第 2 7 条（第 4 3 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 2 8 条（第 4 3 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 2 9 条から第 3 2 条まで、第 3 3 条第 1 項、第 3 4 条、第 3 5 条、第 3 6 条第 1 項若しくは第 2 項、第 3 7 条、第 3 8 条第 1 項、第

39条、第40条、第42条、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項、第4項若しくは第5項、第46条、第47条、第48条第1項から第3項まで、第49条第1項、第3項若しくは第4項、第50条から第53条まで、第54条第2項若しくは第4項、第56条、第57条、第58条第1項若しくは第4項、第59条、第60条第1項、第61条又は第62条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の規定によりされた許可は、この条例の相当規定によりされた許可とみなす。

3 施行日前にした神奈川県建築基準条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平塚市建築審査会条例の一部改正）

4 平塚市建築審査会条例（昭和59年条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（平塚市手数料条例の一部改正）

5 平塚市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成19年3月27日条例第5号）

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成

18年法律第92号)の施行の日(当該日がこの条例の公布の日前であるときは、公布の日)から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月26日条例第29号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第68条に1項を加える改正規定 公布の日

(2) 第67条第2項の改正規定 平成20年12月1日

附 則(平成27年3月19日条例第18号)

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年6月30日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月16日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第18号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月20日条例第34号)

この条例中第1条の規定は建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日から、第2条の規定は同法の施行の日から施行する。

附 則(平成31年3月15日条例第11号)

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第6条第1項、第8条第1項、第9条の表、第34条、第40条第2号、第57条第1項第2号、第60条第2項第2号、第69条、第73条、第74条及び別表第15号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月17日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。